

【Eストアーショップサブサービス規約】

第1条(用語の定義)

- 1) 株式会社Eストアー(以下「提供者」という)が提供するEストアーショップサブサービス(以下「本サービス」という)とは、インターネットが接続できる環境において、本サービスを通じてインターネット上で物品の内容告知を行い第三者に商品を販売することができるオンラインショッピングサービスのことをいいます。
- 2) 契約者とは、本サービスの全てのプランおよびコースに適用されるEストアーショップサブサービス規約(以下「本規約」という)に従い、本サービスの提供を受ける者であり、提供者が本サービスの申込を承諾する旨の通知を行った日をもって契約開始日とします。
- 3) 購入者とは、本サービスのシステムを通じて、契約者に商品の注文行為を行う者をいいます。
- 4) 委託業務とは、契約者が本サービスを通じてオンラインショッピングを実施するにあたり、提供者が引き受けの一連の業務を指し、第4条においてその内容を規定します。
- 5) アカウントとは、ショップID、メールアドレスおよびFTPアカウント等、提供者が発行する、サーバーへのアクセス認証に使用される固有の識別子のことをいいます。
- 6) パスワードとは、アカウントの確認の際に必要となるサーバーへのアクセス認証に使用される固有の識別子のことをいいます。
- 7) ドメインとは、インターネット上に存在するホームページやメールアドレスの一部を構成する識別子のことをいいます。
- 8) サブドメインとは、本サービスの申し込みに伴い、提供者から契約者に対して自動的に発行され貸与されるドメインで、ショップIDの文字列が含まれるものをいいます。
- 9) 利用開始日とは、提供者が契約者へ送付する開通通知に記載された「利用開始日」をいいます。
- 10) ウィルスフィルタとは、設定されているメールアドレスに対して適用される、電子メール用ウィルス検知・駆除のサービスのことをいいます。
- 11) 支店出品サービスとは、契約者が集客サイトに出品できるサービスのことをいいます。
- 12) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいいます。

第2条(規約の適用)

- 1) 提供者は、本規約を定め、本規約に基づき本サービスを提供します。
- 2) 契約者は、本規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第3条(提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第4条(委託業務の内容)

- 1) 提供者は、契約者に対して、ホームページ作成機能、商品登録機能、受注管理機能、電子メール配信機能等ウェブショップの運営を支援するシステム、およびプランごとに提供者が定めるサービスを提供するものとします。
- 2) 提供者は、契約者が本サービスを利用するにあたり、本サービスのアカウントを貸与します。
- 3) 提供者は、契約者の承諾を得ることなく委託業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第5条(契約者)

- 1) 契約者には、「個人契約者」と「法人契約者」の2種類があります。
- 2) 申込資格は、個人契約者においては、日本に住所を有するものとし、法人契約者においては、日本に主たる事務所を置くものとします。
- 3) 個人契約者が未成年者の場合、親権者の書面による同意および保証が必要です。
- 4) 個人契約者が成年の場合であっても、後見を必要とする場合には、本サービスを申込むことができないものとします。また、個人契約者が成年の場合で、かつ保佐、補助を必要とする場合には、それぞれ保佐人、補助人の書面による同意および保証が必要となります。この場合、保佐人、補助人は、同意書・保証書とともに、その資格を証明する書面を提供者に対して提出しなければならないものとします。

第6条(担当者と請求先)

- 1) 提供者は、契約者に対し、本サービスの利用に関する連絡を、契約者が所定の手続きにより提供者に届け出た連絡先にするものとします。ただし、契約者は、所定の手続きにより、契約者の責任において、契約者以外の第三者を担当者として本サービスの利用に関する連絡先に指定することができるものとします。この場合、当該第三者に対する通知および手続き等をもって、提供者による通知が契約者に到達したものとみなし、また、提供者は契約者に対する義務を果たしたものとします。なお、契約者以外の第三者が担当者として指定された場合であっても、通知内容によっては、提供者は契約者自身の連絡先に通知することができるものとします。
- 2) 提供者は、契約者に対し、本サービスに関する利用料金の請求を、契約者が所定の手続きにより提供者に届け出た連絡先にするものとします。ただし、契約者は、所定の手続きにより、契約者の責任において、契約者以外の第三者を利用料金の請求書送付先および支払先に指定することができるものとします。この場合、当該第三者に対する通知をもって、提供者による適正な請求が行われたものとします。なお、契約者以外の第三者が請求書送付先および支払先に指定された場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れないものとします。
- 3) 本条第1項および本条第2項に基づく、契約者および当該第三者との紛争に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第7条(契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者は、第三者が本規約に同意する場合に限り、自己の責任において、アカウントおよびパスワードを当該第三者に貸与し、本サービスを利用させることができるものとします。

第8条(アカウントおよびパスワードの管理)

- 1) 契約者は、アカウントおよびパスワードなどの貸与物について責任を持って管理するものとし、第三者の不正使用等に起因するすべての損害について責任を負い、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 2) 契約者は、第三者に貸与するアカウントについても、前項同様に責任を持って管理するものとします。ただし、契約者から第三者へのアカウントの貸与については、当該第三者へのホームページ制作や運用業務を委託する場合に限るものとします。

第9条(契約者の通信設備等)

契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者は、本サービスの利用に際して、コンピュータ機器および通信機器の設置、ソフトウェアおよびインターネット接続業者との契約等、インターネットを接続するために必要な機器および環境を自己の費用と責任において準備するものとします。また、本サービスを利用するために要した電話料金、契約者側で契約されている専用線等の利用料および申請料等は、契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者の負担とします。

第10条(禁止される行為)

本サービスにおいて、契約者による次の各号の行為を禁止します。

- (1) 他の契約者のアカウント、パスワードを不正に使用する行為。
- (2) 著しいアクセスの集中を発生させるウェブサイトの運営および大量に電子メールを送信する等、提供者のサーバーに過大な負荷を与える行為等により、提供者、サーバーを共有する他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える行為、または本サービスに支障をきたすおそれのある行為。
- (3) 提供者または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (4) 提供者または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵害する行為。
- (5) 提供者または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為。
- (6) わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品販売等をする行為。
- (7) 特定商取引に関する法律・銃刀法・麻薬・ワシントン条約その他関連条約等の法令の定め違反するものを販売する行為。
- (8) 法令で許認可を義務付けられている商品について、必要とされる許認可なしに販売する行為。
- (9) インターネット上で、商品を販売する画面において、「特定商取引に関する法律に基づく表示」に関する表示を行わない、または虚偽の内容を表示する行為。
- (10) インターネット上で、商品を販売する画面において、契約者以外の第三者を販売または運用責任者として表示する行為。
- (11) インターネット上で、商品を販売する画面において、錯誤をあてるおそれのある内容を表示する行為。
- (12) インターネット上で、商品を販売する画面において、著しく事実と相違し、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような内容を表示する行為。
- (13) インターネット上で、商品を販売する画面において、商品価格が円建てであることが不明瞭である内容を表示する行為。
- (14) インターネット上で、商品を販売する画面における販売条件や商品説明内容と異なる商品を販売または提供する行為。
- (15) 二重売上・架空売上・売上代金の水増し・売上代金の分割記載・その他不実記載や不当価格、他人名義での売上等、虚偽の売上行為。
- (16) 現金の立替、過去の売掛金の清算等、本サービスを通じての商品販売に関係のない債権の回収に使用する行為。
- (17) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘および運営する行為。
- (18) 有害なコンピュータプログラムの送信等、提供者による本サービスの提供または他の契約者による本サービスの利用に支障を生じさせる行為。
- (19) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為、および公職選挙法に抵触する行為。
- (20) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・宣伝勧誘等の電子メールを送信する行為、受信者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為、または犯罪補助の恐れのある電子メールを送信する行為。
- (21) 送信元が架空のアドレスによる電子メールを送信する行為、または番号順やアルファベット順やランダムに生成した電子メールアドレスに対して電子メールを送信する行為。
- (22) 提供者の利益に反する行為。
- (23) 提供者が不適切と判断する行為。

【Eストアーショップサブサービス規約】

(24) その他法令に反する行為。

第11条(取扱商品)

本サービスを通じて行うオンラインショッピングにおける取扱商品は、契約者が提供者の定める方法に基づき届け出たものに限定されます。また、本規約第10条各号に該当する商品があった場合、該当商品を除外しない限り本サービスの利用ができないものとします。

第12条(販売方法)

- 1) 契約者は、本サービスを通じて注文を受ける場合、購入者の氏名および通知に必要な連絡先を記録するものとします。また、当該注文について、商品名称、数量、対価、付帯費用等、注文内容を特定できる事項を記録するものとします。
- 2) 契約者は、本サービスを通じて注文されたものについて、速やかに安全確実な方法で商品を発送するものとします。商品の引渡しが遅延する場合は、購入者に引渡し時期を通知するものとします。
- 3) 契約者は、届け先に私書箱や私設私書箱等商品の受領確認が不正確となるおそれのある住所が指定された注文については、商品を発送しないものとし、当該購入者に対して商品が発送できない旨を連絡するものとします。
- 4) 契約者は、配送を必要とする商品の場合、配送を証明できる配送伝票を保管しなければなりません。

第13条(苦情処理等)

- 1) 契約者の販売する商品の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情または商品購入の取消、解約等に関するトラブルは、購入者と契約者の間で解決するものとします。
- 2) 前項にもかかわらず、提供者が購入者と契約者間の紛争に巻き込まれ、紛争解決の費用を支出したときは、契約者は、訴訟費用、弁護士費用、購入者に対して支払った解決金その他提供者の支出した一切の費用につき、提供者に支払うべき責めを負うものとします。
- 3) 本条第1項にもかかわらず、提供者が購入者と契約者間の紛争に巻き込まれた場合、提供者は契約者に必要な協力を求めることができます。

第14条(本サービスに関する権利義務等について)

- 1) 契約者は、提供者が事前に承認することを条件に、本サービスに関する契約上の地位を提供者が承認する範囲で第三者に移転すること(以下「契約地位の移転」という)ができますものとします。尚、契約地位の移転に関し、契約者もしくは当該第三者またはその両方は、提供者が別途定める手数料を支払うものとします。
- 2) 本サービスに関連して発生する全ての権利義務に対し、質権の設定その他担保提供をすることはできません。

第15条(審査)

- 1) 契約者は、審査方法を提供者に一任するものとし、審査により本サービスが利用できない場合、または利用中に本サービスが解約となった場合でも不服を申し立てないものとします。また、提供者は、審査方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。
- 2) 審査において、契約者が申込時に提出した書類以外に、契約者または販売商品に関する追加情報、資料または書類などが必要となった場合、契約者は、当該情報、資料または書類を提供者に提供して、協力するものとし、一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。

第16条(通信利用の制限)

- 1) 契約者による行為またはそれに附随する二次的な結果として、提供者のサーバー等に過大な負荷を与えた場合、またはそのおそれがある場合は、提供者は、契約者の利用を制限または本規約及びEストアーショップサブサービス料金規定(以下「料金規定」という)に定める料金とは別に追加料金または損害賠償を請求することがあります。
- 2) 前項に基づく利用の制限に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第17条(契約者に帰属するデータの管理)

- 1) サーバー内の契約者に帰属するデータについては、契約者の責任において契約者自身でバックアップを行うなどして管理するものとします。
- 2) 提供者が定めた期間外のサーバー内のデータについては、提供者は、契約者に事前に通知することなく削除できるものとします。
- 3) 本規約第10条に該当する行為が発覚した場合、提供者は契約者に事前に通知することなく、サーバー内のデータを削除できるものとします。
- 4) 期間満了、解約等により本サービスが終了した場合、提供者は、契約者に事前に通知することなく、サーバー内のデータを削除できるものとします。
- 5) 本条第2項、第3項および第4項に基づくデータの削除に関し、提供者は一切の責任を負わないものとし、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。

第18条(電子メールの配信制限)

- 1) 本サービスを通じて、契約者が一斉かつ大量の電子メールを送信(メールマガジン配信を含む)開始後、当該電子メール受信者から何らかの苦情が発生した場合、当該配信が中止される場合があることを、契約者は了承するものとし、これについて提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 2) 本サービスを通じて送信された電子メールの受信者または通信事業者各社による迷惑メール対策等により、契約者が配信した電子メール(メールマガジンを含む)の受信が拒否される場合があることに、契約者は了承するものとし、これについて提供者は一切の責任を負わないものとします。

第19条(ドメイン)

- 1) 契約者によるドメイン登録管理サービスの申込情報に基づき、提供者が代行取得したドメインの所有権は、契約者に帰属するものとします。
- 2) 提供者は、契約者に対するサービス向上のため、事前の通知なくしてドメインの登録および管理を行っている業者を変更することができるものとします。
- 3) 契約者は、期間満了、解約等により本サービスが終了した場合、当該終了日までに、ドメインの管理を他の指定事業者または契約者自身に変更するものとします。なお、契約者が当該終了日までにドメインの管理を変更せず、かつ当該ドメインを今後使用しない旨の意思を提供者に表示した場合、当該ドメインの所有権は当該終了日の翌日に提供者に移転するものとします。また、契約者が当該終了日までにドメインの管理を変更せず、かつ当該ドメインを今後使用しない旨の意思を提供者に表示しない場合、提供者は契約者が当該ドメインを放棄したものとみなし、当該ドメインの有効期限をもって、当該ドメインを廃止できるものとします。
- 4) 前項に基づくドメインの廃止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 5) 契約者は、ドメインの各種申請にあたり、次の内容に同意するものとします。
 - (1) 契約者から提供される情報は、以下に記載するドメインのレジストラまたはレジストラ(以下「ドメイン管理団体」という)が必要とする情報を含んでおり、ドメイン管理団体へ提供することを利用目的としております。
 - (2) ドメイン管理団体が必要とする情報の項目、利用目的等についてはドメイン管理団体のウェブページに記載されます。
 - (3) 契約者から提供される情報は、ドメイン名の登録情報として、ドメイン管理団体が提供する情報開示サービスに従い、インターネット上に公開されます。
 - (4) 契約者は、申込情報に変更または取り消しがあった場合は、速やかに提供者が指定する方法で提供者に通知するものとします。
- 6) 契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が本サービスの利用にあたって使用するドメインについて、第三者から知的財産権等の権利侵害またはドメイン紛争等の主張がなされた場合、契約者自身の責任で解決するものとし、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第20条(サブドメイン)

- 1) 契約者に貸与されたサブドメインの所有権は、提供者に帰属するものとし、契約者は、当該サブドメインの管理を他の指定事業者または契約者自身へ変更することができないものとします。
- 2) 次の各号に関連するサブドメイン(ショップIDを含む)は貸与できないものとします。
 - (1) 第三者の著作権、商標権、肖像権その他権利を侵害する用語
 - (2) 第三者への誹謗中傷またはプライバシーを侵害する用語
 - (3) わいせつ等公序良俗に反する用語
- 3) 前項に違反またはそのおそれがある場合、提供者は当該サブドメインおよびショップIDを削除することができるものとし、当該削除に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 4) 本条第2項および第3項にもかかわらず、契約者の行為によりサブドメインに関するトラブルが発生した場合、契約者は自己の責任において解決するものとします。

第21条(利用料金)

- 1) 本サービスに関する利用料金および支払方法等については、別途、料金規定に定めます。
- 2) 提供者は、契約者の事前の承諾なく、料金規定の改定または部分的変更を行うことができるものとします。なお、料金規定の変更を行う場合は、事前に契約者へ通知するものとします。
- 3) 契約者から提供者に支払われた本サービスに関する一切の料金等は、提供者が別途定めた場合を除いて、返還しないものとします。

第22条(延滞利息)

- 1) 契約者が利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合は、契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、商法が定める利息年6%の割合で計算される金額を、延滞利息として利用料金その他の債務と一括して提供者が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2) 支店出品サービスにおける利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合は、前項にかかわらず、集客サイトの運営者が定める規約(以下「集客サイト規約」という)において定める割合で計算される金額を、集客サイト規約に基づき支払うものとします。
- 3) 本条第1項および第2項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て当該契約者が負担するものとします。

第23条(契約事項の変更)

- 1) 契約者は、その法人名、氏名、住所などの連絡先情報、取引金融機関口座などの支払いに関する情報、その他の契約者情報の内容が変更になった場合は、すみやかに所定の手続きにより、提供者に連絡するものとします。
- 2) 個人の契約者が死亡した場合には、相続人が所定の手続きをとることにより、当該契約者にかかる本サービスを解約できます。ただし、相続開始の日から1ヵ月以内に提供者に申し出ることにより、相続人(相続人が複数のときには、遺産分割協議により契約者の地位を承継したもので1名に限る)は、引き続き本規約によ

【Eストアーショップサービス規約】

る本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は当該故人の地位を承継するものとします。ただし、承継者が本規約に同意しない場合、提供者は承継者との契約を拒否するものとします。

- 3) 法人の契約者が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から1ヵ月以内にその旨を通知するものとします。

第24条(契約者への通知)

提供者から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または提供者のホームページに掲載するなど、提供者が適当と判断する方法により行います。

第25条(提供の停止)

- 1) 提供者は、本サービス保守のため契約者へ事前に通知を行い、本サービスを一時停止することができるものとします。ただし、提供者が緊急を要するものと判断した場合、契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止することができるものとします。
- 2) 本サービスに関する利用料金等(本サービス以外に提供者が提供するサービスの利用料及びその他、契約者が提供者に負うすべての金銭債務を含む)の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合、もしくは契約者が本規約第10条に違反した場合、提供者は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 3) 本条第1項または第2項に基づく本サービスの一時停止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 4) 不測の事故等の止むを得ない事由により、本サービスの遅延または中断、停止等が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第26条(本サービスの変更または廃止)

- 1) 提供者は、以下のことを行うことができます。
 - (1) 契約者へ事前に通知することなく、本サービスの内容・名称を変更すること。
 - (2) 障害、不測の事故等諸般の事情により、提供者が復旧または本サービス提供の継続が困難と判断した場合、本サービスを廃止すること。
 - (3) 1ヵ月前までに契約者に通知することにより、提供者が本サービスを廃止すること。
- 2) 前項に基づく変更または廃止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第27条(提供者の免責)

- 1) 契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が、本サービスを通じて他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 2) 契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が、他の契約者または第三者に対して損害を与えた場合には、当該契約者または当該第三者は、自己の責任と費用において解決し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 3) 契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が使用するいかなる機器およびソフトウェアについて、提供者は一切の動作保証を行わないものとします。
- 4) 本サービスを利用するために必要な機器およびソフトウェアについて、契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者は、それぞれの使用許諾契約またはそれに準ずるもの内容に従うものとし、それによって引き起こされた損害については、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 5) 契約者は、オンラインショッピングの内容、質、取引の安全、債権回収等の一切について、自己の責任と費用で対処し、提供者は、これについて一切の責任を負わないものとします。
- 6) 契約者と購入者または第三者の紛争に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 7) 提供者はオンラインショッピング機能を貸与するものとし、そのデータ保管を保証するものではありません。
- 8) メンテナンスまたは不慮の事故等により、サービス停止によるものまたはサービス内容の変更による契約者の逸失利益、または損害について、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 9) 不測の事故等により、契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者のサーバー上に蓄積されているデータが滅失、流出または損壊等が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 10) 本サービスの廃止により、契約者および契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が損害を被った場合、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 11) 契約者のウイルスフィルタを通じて送受信される電子メールにおけるデータ等について、その完全性、正確性、有用性などに関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。また、提供者は、契約者による削除を除くデータ等の消失についても、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その努力をもって、損害賠償の請求を免れるものとします。
- 12) ウィルスフィルタは、必ずしも、将来発生し得るものを含む全てのウイルスに対する有効性を保証するものではありません。また、ウイルスフィルタを通じて送受信される電子メールがウイルス感染と判断された結果、メールが送信または受信されないことにより起因する損害を含め、結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 13) その他、提供者に起因事由のない事項について、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第28条(契約期間)

契約期間は、契約開始日から初回契約満了日までとします。契約者より、初回契約満了日の1ヵ月前までに解約の連絡がない場合は、更に契約期間を1ヵ月として、同一条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。

初回契約満了日：利用開始日の翌月を1ヵ月目とした6ヵ月目の末日

第29条(本規約の範囲および変更)

- 1) 提供者がインターネットを通じて随時発表する諸規定は、本規約、料金規定およびその他提供者が定める規約等(以下「その他の規約等」という)の一部を構成し、これを優先するものとします。
- 2) 提供者は、契約者に事前の承諾を得ることなく、いつでも本規約、料金規定およびその他の規約等を変更することができるものとします。
- 3) 本規約に定めのない事項は、料金規定、その他の規約等の記載事項に従うものとします。
- 4) 変更後のサービス規約、料金規定およびその他の規約等については、提供者が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示された時点より効力を発するものとします。
- 5) 契約者は、支店出品サービスを申し込む場合、集客サイトの運営者が定める集客サイト規約に同意するものとします。なお、本規約に定めのない事項で、集客サイト規約に定めのある事項については、契約者は、集客サイト規約に従うものとします。

第30条(契約者による解約)

- 1) 契約者は、解約を希望する月の前月末日までに、提供者の定める方法により、その旨を提供者に通知することで解約できます。ただし、初回契約満了日を待たずに解約する場合、契約者は初回契約満了日までの利用料金等を提供者の指定する方法で支払うものとします。
- 2) 契約者が初回契約満了日以降に解約する場合、契約者は、解約月の末日までの料金等を提供者の指定する方法で支払うものとします。また、契約者から既に支払われた料金等について、提供者は、提供者が別途定めた場合を除いて、一切払い戻しをしないものとします。

第31条(提供者による解約)

- 1) 契約者または契約者からアカウントの貸与を受けている第三者が次の各号の一に該当する場合、提供者は、契約者に催告なく解約できるものとします。なお、当該解約に関する通知は、契約者が提供者に届け出た契約者自身の連絡先または担当者の連絡先への通知をもって契約者に到達したものとみなします。
 - (1) 契約者にかかる本サービスの申込内容が事実と反する場合。
 - (2) 購入者または第三者から、提供者、提供者が提携する信販会社または収納会社に苦情があり、提供者、当該信販会社または当該収納会社が不適切と判断した場合。
 - (3) 本規約の条項、マニュアル等の記載事項、提供者からの指導のいずれかに違反した場合。
 - (4) 本サービスの運営を妨害した場合。
 - (5) 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡処分を受けた場合。
 - (6) 租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - (7) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けた場合。
 - (8) 任意整理手続が開始された場合、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の申立がなされた場合。
 - (9) 解散、分割または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議した場合。
 - (10) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けた場合。
 - (11) 財産状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
 - (12) 利用料金等(本サービス以外に提供者が提供するサービスの利用料及びその他、契約者が提供者に負うすべての金銭債務を含む)の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
 - (13) 提供者に届け出た連絡先に対し、提供者からの電話、ファクシミリ、電子メール等による連絡が取れない場合、または郵送等による発送物が契約者に到達しない場合。
 - (14) 契約者が、本規約第32条に定める反社会的勢力に該当することが判明した場合、もしくは契約者が、本規約第32条に定める反社会的勢力に該当すると、提供者が判断するに足る相当な事由がある場合。
- 2) 本条第1項による本契約の解約は、提供者の契約者への損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - 3) 本条第1項により本契約が解約となった場合、契約者は、提供者に対して、解約月の末日までの料金等を提供者の指定する方法で支払うものとします。ただし、当該解約月の末日が初回契約満了日より前である場合、契約者は、未払いの利用料金等とあわせて初回契約満了日までの料金等を提供者の指定する方法で支払うものとします。また、提供者は、契約者から支払われた本サービスに関する一切の料金等を返還しないものとします。
 - 4) 本条第1項による本契約の解約に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

【Eストアーショップサブサービス規約】

第32条(反社会的勢力の排除)

- 1) 契約者は、提供者に対し、本件契約時において、契約者(契約者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2) 契約者は、提供者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第33条(秘密保持)

- 1) 契約者および提供者は、本サービスを利用または提供するうえで知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報(名称、住所等)等の一切の情報(以下「秘密情報」という)を秘密に保持し、本規約第28条に規定する契約期間中はもとより、同期間終了後においても、相手方の書面による事前の承諾なくして、他の契約者または第三者に開示・漏洩、もしくは、本サービスを利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報にあたりません。
 - (1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。
 - (2) 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。
 - (3) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - (4) 相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。
 - (5) 相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。
- 3) 契約者および提供者は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。

第34条(個人情報の保護)

契約者および提供者は、個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。

第35条(個人情報の収集、利用、提供に関する同意)

- 1) 契約者は、個人情報の収集、利用および提供に関して、次の内容に同意するものとします。
 - (1) 提供者が、契約者に本サービスを提供するため、契約者の個人情報を収集し利用すること。
 - (2) 提供者が、本サービスを提供するうえで、契約者から収集した個人情報が事実と相違ないことを確認するために調査を行うこと。
 - (3) 提供者および提供者の提携する会社が本サービスの提供に必要な範囲で、契約者に関する個人情報を相互に利用すること。
 - (4) 提供者が、新サービスの案内、メンテナンス(障害情報を含む)のお知らせ等、契約者に有益かつ必要と思われる情報の提供のために契約者の個人情報を利用すること。
 - (5) 提供者が、本サービスの解約後、業務の遂行上必要となる提供者からの問い合わせ、確認およびサービス向上にむけた意見収集のために契約者の個人情報を利用すること。
 - (6) 提供者が、本サービスを提供するうえで、提供者の委託先に対して、契約者の個人情報を提供する場合があること。
 - (7) 提供者が、提供者の実施するキャンペーン等のイベントのお知らせ、アンケート依頼、統計資料の作成等を目的として、契約者の個人情報を利用すること。
 - (8) 提供者が、提供者の関係会社に契約者の個人情報を提供すること、および関係会社が、これを前号に定める目的の範囲内で利用すること。
- 2) 契約者は、第33条に定める秘密保持義務にかかわらず、提供者が国の機関または地方公共団体等から要求された場合で提供者が相当と認める場合には、契約者の個人情報を当該機関に提供者が開示する場合があることに同意するものとします。

第36条(個人情報の利用、提供の中止の申し出)

契約者は、提供者に対し本規約第35条第1項第7号および第8号の利用について、所定の手続きに従い利用の停止を申し出ることができるものとします。なお、契約者は、本規約第35条第1項第1号ないし第6号の同意事項については、本サービスの提供を維持するために必要不可欠な情報であることに鑑み、提供者に対して個人情報の利用、提供の中止の申し出を行うことはできないものとします。

第37条(個人情報等の開示、訂正、削除)

- 1) 契約者は、提供者に対して、所定の手続きをとることにより、提供者に登録された自己の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
- 2) 契約者は、提供者に対して、前項の開示請求に基づき、登録された個人情報に誤りのある場合が明らかになった場合、誤情報の訂正または削除の請求ができるものとします。

第38条(知的財産権の権利帰属)

本サービスに関連して提供される教材およびマニュアル等(以下「教材等」という)に関する著作権その他一切の知的財産権は、提供者または当該教材等の提供元に帰属するものとします。契約者は、提供者が別途定める場合を除き、複製、転載、編集等できないものとします。

第39条(法令遵守)

契約者および提供者は、本規約に関連する法令を遵守するものとします。

第40条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第41条(合意管轄裁判所)

本サービスの利用に関して契約者と提供者の間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第42条(存続事項)

本規約第22条、第33条、第34条、第39条および第41条については、本契約終了といえども、なお、有効に存続するものとします。

【Eストアーショップサブサービス料金規定】

Eストアーショップサブサービス料金規定（以下「本規定」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が提供するEストアーショップサブサービス（以下「本サービス」という）の利用に際し、本サービスの契約者が提供者に対して支払う料金等（以下「利用料金」という）について定めるものです。本規定に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約（以下「本規約」という）に従うものとします。

第1条(基本利用料および利用期間)

- 1) 初回費用および毎月かかる料金は、以下の料金表に定めるとおりとします。
- 2) 初回費用は前払いのお支払いとなり、支払方法は、金融機関口座への振込またはクレジットカードのみとします。
- 3) 毎月かかる料金は、利用開始日の翌月から発生するものとします。プラン変更後の月額利用料は、翌月から適用されます。
- 4) 本規約第25条による停止、本規約第31条による解約の場合、当該停止または解約月の利用料は日割り計算されません。

Eストアーショップサブ※6

プラン名	商品数	ディスク容量	台帳顧客数	月間メルマガ数	管理権限		初回費用		毎月かかる料金	
					ログイン権限	IPアドレス制限	開通料	初級講座	月額利用料	ロイヤリティ
ビギナー※1	100	1G	1,000	10,000	—	—	10,000円	29,800円 ※5	4,800円	売上代金の3% ※2
スタンダード	500	1G	5,000	50,000	○	—		—	9,800円	—
アドバンス	3,000	3G	30,000	50,000	○ (カスタム設定)	—		—	14,800円	—
コーポレート ※3	10,000	10G	100,000 ※4	50,000	○ (カスタム設定)	○		—	34,800円	—

- ※1 ビギナープランの申込時費用の支払方法はクレジットカードのみ、月額利用料の支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替のみとします。
- ※2 売上代金とは、受注における商品価格（送料およびポイント還元や割引等、契約者が独自に行う調整金額は含まない。）であって、注文のキャンセル処理を行わないまま、注文日の翌日より起算して20日を経過したものをいいます。毎月1日から末日までの売上代金の合計に3%を乗じた金額を基本月額利用料と合算して請求します。
- ※3 コーポレートプランにつき、月末の商品登録数が10,000点を超えた場合、以後1,000点ごとに5,000円の商品追加手数料がかかるものとします。尚、商品追加手数料は当月の月額利用料と合算して請求するものとします。ただし、利用開始月に発生した商品追加手数料については、翌月にかかる月額利用料に合算して請求するものとします。
- ※4 コーポレートプランにつき、月末の顧客台帳登録数が100,000人を超えた場合、以後5,000人ごとに5,000円の商品追加手数料がかかるものとします。尚、顧客台帳追加手数料は当月の月額利用料と合算して請求するものとします。ただし、利用開始月に発生した顧客台帳追加手数料については、翌月にかかる月額利用料に合算して請求するものとします。
- ※5 ビギナープランの申込時には、開通料に加え、別途初級講座費用がかかります。
- ※6 アクセス量は全プラン150GBとします。

新規申込受付を終了したコース及びプラン※1

コース名	商品登録数	ディスク容量	顧客台帳	管理権限		アクセス量	毎月かかる料金	
				ログイン権限	IPアドレス制限		月額利用料	ロイヤリティ (従量)
ライト ※1	100	1G	1,000	—	—	150GB	4,800円	売上代金の3% ※2
500	500	1G	5,000	○	—		9,800円	—
3000	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	—		14,800円	—
10000	10,000	10G	無制限	○ (カスタム設定)	○		34,800円	—
30000	30,000	30G	無制限	○ (カスタム設定)	○		59,800円	—
100000	100,000	50G	無制限	○ (カスタム設定)	○		99,800円	—

プラン名	コース名	商品登録数	ディスク容量	顧客台帳	管理権限		アクセス量	月額利用料
					ログイン権限	IPアドレス制限		
ショップサブ	通常コース	3,000	3G	30,000	○	—	150GB	9,800円
	5000コース	5,000	5G	50,000	○ (カスタム設定)	—		29,800円
ショップサブセルフ	通常コース	3,000	3G	30,000	○	—	150GB	9,800円
	5000コース	5,000	5G	50,000	○ (カスタム設定)	—		29,800円
ショップサブECエキスパート	通常コース	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	—	150GB	14,800円
	5000コース	5,000	5G	50,000	○ (カスタム設定)	○		34,800円
ショップサブベーシック	通常コース	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	—	150GB	14,800円
ショップサブ開店バック	通常コース	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	—	150GB	14,800円
開店ヤフーバック ※2	通常コース	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	—	150GB	21,800円 ※3
ショップサブECスタートアップ	通常コース	3,000	3G	30,000	○ (カスタム設定)	○	150GB	49,800円

- ※1 プラン及びコース変更をする場合は、現行のプランにのみ変更できるものとします。
- ※2 Yahoo!ショッピングストアに関する契約は、ヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）との直接契約となります。
- ※3 Yahoo!ショッピングストアのロイヤリティ（Yahoo!ショッピングストアにおける売上の7%）等が別途課金され、直接ヤフーへのお支払となります。

第2条(注文処理手数料およびアクセス超過料)

- 1) 注文処理手数料およびアクセス超過料は、以下の料金表に定めるとおりとします。
- 2) 注文処理手数料は、提供者が別途定める場合を除いて、全ての注文に対して発生し、毎月末日で締め切り、月額利用料と合算して請求します。ただし、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」という）に発生した注文処理手数料は、翌月にかかる利用料金と合算して請求するものとします。
- 3) 注文処理手数料が発生する注文の確定について、次の各号に定めるものとします。
 - (1) 注文処理手数料は、注文日の翌日より起算して20日を経過した後に、提供者のシステムにより自動的に確定されるものとします。
 - (2) 契約者は、注文の確定により、当該確定に基づく注文処理手数料の支払義務を負い、注文の確定はいかなる理由においても取消・撤回できないものとします。

【Eストアーショップサブサービス料金規定】

- (3) 支店出品サービス、EストアーショッピングフィードサービスおよびEストアーフrendリンクサービスを経由した注文にかかる注文処理手数料は、本規定第3条に定める注文の確定により発生する各集客利用料とは別に、前号に基づく注文の確定により発生するものとします。
- (4) 本項第1号および第2号にかかわらず、期間満了、解約等による本サービス終了時に未確定の注文がある場合、当該注文は、提供者のシステムにより自動的に確定されるものとします。
- 4) アクセス超過料は、毎月末日で締め切り、月額利用料と合算して請求します。ただし、利用開始月に発生したアクセス超過料は、翌月にかかる利用料金と合算して請求するものとします。

注文処理手数料	1受注につき35円
アクセス超過料	アクセス量が150GBを超過する場合、50GBごとに2,100円

第3条(集客利用料)

- 1) 支店出品サービス、EストアーショッピングフィードサービスおよびEストアーフrendリンクサービスにおける利用料（以下「集客利用料」という）は、以下の料金表に定めるとおりとします。
- 2) 集客利用料は、本条3項及び4項に定める注文の確定により発生するものとし、毎月末日で締め切り、月額利用料と合算して請求します。ただし、利用開始月に発生した集客利用料は、翌月にかかる利用料金と合算して請求するものとします。
- 3) 支店出品サービスおよびEストアーショッピングフィードサービスにおける注文の確定について、次の各号に定めるものとします。
- (1) 契約者は、注文日の翌日より起算して20日以内に限り、提供者の別途定める手続きにより個々の注文の取消ができるものとします。契約者が注文の取消を行わないまま、注文日の翌日より起算して20日を経過した場合には、提供者のシステムにより自動的に注文が確定されるものとし、これを契約者は了承するものとします。
- (2) 提供者は、EストアーショッピングフィードサービスおよびEストアーフrendリンクサービスにおける契約者の個々の注文の取消内容に疑義が生じた場合は、契約者に対し必要な説明、ならびに注文取消にかかる取引記録および文書の提出を求めることができるものとします。
- (3) 本項1号にかかわらず、期間満了、解約等による本サービス終了時に未確定の注文がある場合、当該注文は、提供者のシステムにより自動的に確定されるものとします。
- (4) 契約者は、注文の確定により、当該確定に基づく支店出品利用料またはEストアーショッピングフィード手数料の支払義務を負い、注文の確定は、いかなる理由においても取消・撤回をすることができないものとします。
- 4) Eストアーフrendリンクサービスにおける注文の確定について、次の各号に定めるものとします。
- (1) 契約者は、注文日の翌日より起算して35日以内に限り、提供者の別途定める手続きにより、個々の注文の確定または取消ができるものとします。契約者が注文の確定または取消を行わないまま、注文日の翌日より起算して35日を経過した場合には、提供者のシステムにより自動的に注文が確定されるものとし、これを契約者は了承するものとします。
- (2) 前号にかかわらず、期間満了、解約等による本サービス終了時に未確定の注文がある場合、当該注文は、提供者のシステムにより自動的に確定されるものとします。
- (3) 契約者は、注文の確定により、当該確定に基づくEストアーフrendリンク利用料の支払義務を負い、注文の確定は、いかなる理由においても取消・撤回をすることができないものとします。

支店出品利用料	注文1回ごとの売上代金の3.5%～ ※支店ごとに異なります。
Eストアーショッピングフィード手数料	確定した売上について、各商品代金の5.0%～ ※掲載する集客媒体（集客サイト、アフィリエイト等）は、提供者が決定するものとします。
Eストアーフrendリンク利用料	注文1回ごとの売上代金の5.25%およびアフィリエイト報酬 ※アフィリエイト報酬は契約者が設定した報酬率にともないます。

第4条(オプション利用料)

- 1) オプションの開通料及び月額利用料（以下「オプション利用料」という）は、以下の料金表に定めるとおりとします。
- 2) オプション利用料は本規定第1条に定める当月のEストアーショップサブサービス月額利用料と合算して請求するものとします。ただし、当該月額利用料が発生しない月は、直近に発生する月額利用料に合算し請求するものとします。
- 3) Eストアーショップサブサービスの申込と同時にEストアークネクットの利用申込をした場合、前号の限りでなく、Eストアークネクットにおける開通料は、Eストアーショップサブサービスの開通料に合算して請求するものとし、Eストアークネクットにおける月額利用料は、直近に発生する月額利用料に合算し請求するものとします。
- 4) オプション利用料は、日割り計算されません。
- 5) 契約者は、オプションにつき、解約を希望する月の末日までに、提供者の定める方法により、解約を提供者に申し込むことで解約できます。ただし、利用開始日が属する月には、解約の申し込みはできないものとします。
- 6) Eストアーレポートは、Eストアーレポートを利用した注文が残っている場合、解約できません。
- 7) Eストアーレポートにおいて、電子決済代行サービス及びYahoo!ウォレット決済代行サービスは利用することができません。

Eストアーモバイル 開通料	開通料4,800円 ※Eストアーモバイルの利用開始日の属する月に発生します。
Eストアーモバイル 月額利用料	月額2,800円 ※Eストアーモバイルの利用開始日の属する月のみ無料とします。
Eストアークネクット 開通料	開通料9,800円 ※Eストアークネクットの利用開始日の属する月に発生します。
Eストアークネクット 月額利用料	月額1,800円 ※Eストアークネクットの利用開始日の属する月のみ無料とします。
Eストアーレポート 開通料	開通料4,800円 ※Eストアーレポートの利用開始日の属する月に発生します。
Eストアーレポート 月額利用料	月額4,800円 ※Eストアーレポートの利用開始日の属する月のみ無料とします。

第5条(決済手数料)

- 1) 決済手数料は、以下の料金表に定めるとおりとします。
- 2) 決済手数料は、回収代金の振込時に差し引かれます。
- 3) コンビニ決済代行及びコンビニ（番号端末式）・銀行ATM・ネットバンキング決済代行においては、別途、印紙税法に定める印紙代実費がかかります。また、印紙代実費は振込時に回収代金より差し引かれます。
- 4) 決済代行サービスの売上確定日は次の各号に定める日とします。
- (1) クレジットカード決済代行の確定日は回収代行の処理日とします。ただし、依頼処理が確定したものに限り、クレジット決済代行の確定日は各コンビニエンスストア本部において回収が確認され、提供者が代金回収確定の報告を受け、契約者に通知した日とします。
- (2) Yahoo!ウォレット決済代行の確定日は回収代行の処理日とします。ただし、依頼処理が確定したものに限り、Yahoo!ウォレット決済代行の確定日は、注文を受けた日とします。
- (3) 楽天銀行決済代行の確定日は、注文を受けた日とします。
- (4) モバイルエディ決済代行の確定日は、購入者が携帯電話端末のエディプログラムから決済確定処理を行い、当該決済確定を受信したエディシステム（ビットワレット株式会社が運営するシステム）から提供者が決済確定の報告を受けた日を代金回収の確定日とします。
- (5) ウェブマネー決済代行の確定日は、注文を受けた日とします。尚、ウェブマネー決済代行サービスは、2011年7月20日をもって、新規利用申し込み受付を停止するものとします。
- (6) コンビニ（番号端末式）・銀行ATM・ネットバンキング決済代行の確定日は、各収納機関において代金の回収が確認され、提供者が代金回収確定の報告を受け、契約者に通知した日とします。

【Eストアーショップサブサービス料金規定】

		決済代行サービス名	手数料 (1 売上ごと)	売上確定日
決済手数料 および 売上確定日		クレジットカード決済代行	VISA、MASTER、NICOS、UFJ、DC→決済金額の 3.675% JCB、DINERS、AMEX →決済金額の 4.725%	売上処理日
		コンビニ決済代行	315 円	確定日
		Yahoo!ウォレット決済代行	決済金額の 4.7%	売上処理日
		コンビニ (番号端末式)・銀行ATM・ ネットバンキング決済代行	1 売上額が 9,000 円未満: 315 円 1 売上額が 9,000 円以上: 当該売上額の 3.675%	確定日
	電子 決済	楽天銀行決済代行	決済金額の 3.99%	受注日
		モバイルエディ決済代行	決済金額の 4.725%	確定日
	ウェブマネー決済代行	決済金額の 10.5%	受注日	

第 6 条 (決済代行サービスの回収代金の入金)

- 1) 提供者による回収代金について、入金ごとにかかる入金手数料は、表 1 のとおりとします。
- 2) 回収代金の金融機関口座への振込について、データ振込処理時の通信事情によっては、表 1 に定める振込日当日中に振込みが完了せず、遅延することがあることを契約者は了承するものとします。また、振込日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の翌営業日の振込みとなります。なお、金融機関口座への振込における手数料 (以下「振込手数料」という) は、回収代金の振込ごとに表 2 に定める金額が差し引かれます。
- 3) 回収代金から決済手数料および入金手数料を差し引いた金額が、振込手数料に満たない場合は、次回の振込へ繰り越すものとします。
- 4) 契約者は、スピード入金を利用を申し込む場合、事前に提供者による審査があり、提供者は審査の結果によりスピード入金を利用を拒絶することができることを了承するものとします。尚、審査方法は提供者に一任するものとし、審査により提供者がスピード入金を利用を拒絶した場合、契約者は一切の異議申し立て、請求等をおこなわないものとします。また、提供者は、審査方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。
- 5) 契約者は、スピード入金を利用を中止するべく提供者に申し込みをした場合、当該申込をした日の属する月の翌月 1 日から当該利用の中止が提供者によって適用されることを了承するものとします。
- 6) 契約者は、スピード入金を利用している場合、その利用期間中、提供者による随時の審査があり、提供者は審査の結果によりスピード入金を利用を拒絶することができ、かつ、提供者が決済代行サービス細則第 6 条各号に定める事由が発生する可能性があるとして判断した場合に、提供者が決済代行サービスの回収代金の入金を留保することが出来るものとします。尚、審査方法は提供者に一任するものとし、審査によりスピード入金が利用できなくなった場合、一切の異議申し立て、請求等をおこなわないものとします。また、提供者は、審査方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。さらに、決済代行サービス細則第 6 条各号に定める事由が発生する可能性があるかどうかの判断は提供者に一任するものとし、その判断に基づき提供者が決済代行サービスの回収代金の入金を留保した場合、契約者は一切の異議申し立て、請求等をおこなわないものとします。また、提供者は、判断方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。
- 7) 契約者は、スピード入金を利用を一旦中止した後、再度利用申込みをする場合も、初回申込み時と同様に提供者による事前審査があること、提供者は審査の結果によりスピード入金を利用を拒絶することができることを了承するものとします。尚、審査方法は提供者に一任するものとし、審査により提供者がスピード入金を利用を拒絶した場合、契約者は一切の異議申し立て、請求等をおこなわないものとします。また、提供者は、審査方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。
- 8) 契約者と購入者の間の注文契約が不成立になった場合もしくは内容変更により減額となった場合において、すでに提供者が契約者に当該回収代金支払済みの場合、提供者は当該回収代金を次回以降の入金において相殺もしくは返還請求できるものとします。

■表 1 入金手数料および入金日

入金		入金手数料 (入金ごと)	対象となる売上確定日	売上締日	回収代金の口座振込日
月 1 回入金		—	毎月 1 日～末日	毎月末日 (売上確定したもの)	翌月 27 日
月 2 回入金	1 回目	(回収代金-決済手数料) の 0.525%	毎月 1 日～15 日	毎月 15 日 (売上確定したもの)	翌月 5 日
	2 回目		毎月 16 日～末日	毎月末日 (売上確定したもの)	翌月 20 日
スピード入金 (月 6 回入金)	1 回目	(回収代金-決済手数料) の 1.3%	毎月 1 日～5 日	毎月 5 日 (売上確定したもの)	当月 10 日
	2 回目		毎月 6 日～10 日	毎月 10 日 (売上確定したもの)	当月 15 日
	3 回目		毎月 11 日～15 日	毎月 15 日 (売上確定したもの)	当月 20 日
	4 回目		毎月 16 日～20 日	毎月 20 日 (売上確定したもの)	当月 25 日
	5 回目		毎月 21 日～25 日	毎月 25 日 (売上確定したもの)	当月 30 日 (2 月のみ 25 日から 5 日後に振込とします)
	6 回目		毎月 26 日～末日	毎月末日 (売上確定したもの)	翌月 5 日

■表 2 金融機関口座への振込手数料

振込金額	3 万円未満	3 万円以上
楽天銀行	0 円	0 円
三井住友銀行	105 円	315 円
その他金融機関	315 円	420 円

第 7 条 (ドメイン費用)

- 1) 提供者を通じてドメインを新規に取得する場合またはドメインの管理を他の指定事業者から提供者へ移転する場合、取得費用および年間更新料は 0 円とします。ただし、次の各号については、契約者が費用を負担するものとします。
 - (1) 当該ドメインの管理を契約者自身が行う場合、更新の手続きは契約者自身が行うものとし、年間更新料は契約者が負担するものとします。
 - (2) 当該ドメインを変更する場合、契約者は提供者に変更手数料として、都度 5,250 円を支払うものとします。
- 2) 本サービスにおいて、2 回目以降のドメイン取得については、契約者は提供者に取得費用として、都度 5,250 円を支払うものとします。
- 3) 本条第 1 項および第 2 項にかかる費用の支払いについては、契約者は提供者が別途定める方法により支払うものとします。

第 8 条 (支払方法)

- 1) 契約者が提供者へ利用料金を支払う方法は、提供者による別段の定めがない場合は、以下の表に定める何れかの方法により支払うものとします。
- 2) 金融機関口座、コンビニエンスストアまたは郵便局での振込による支払いは、提供者が送付する請求書に記載の支払方法に従い、利用月の翌月末日までに指定支払先(金融機関口座、コンビニエンスストアまたは郵便局)へ振込み支払うものとします。なお、金融機関口座へ振込む場合は、振込手数料は契約者が負担するものとします。
- 3) クレジットカードによる支払いは、VISA、MASTER、NICOS、UFJ、DC、JCB、DINERS、AMEX の何れかとなります。提供者から各信販会社への請求は利用月の翌月 9 日とし、信販会社は、当該請求に基づき、契約者へ請求するものとし、契約者は、信販会社が定める規約等に基づいて利用料金を支払うものとします。契約者の事情によりクレジットカードによる支払いが利用できなくなった場合、当該利用料金の請求分につき、提供者が別途定める方法により支払うものとします。
- 4) 口座振替による支払いは、契約者が提供者へ「口座振替依頼書」を提出し、提供者が承認した場合にのみ指定することができるものとし、利用月の翌月 27 日に契約者の指定する金融機関預金口座より振り替えます。また、当該支払日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の翌営業日に振り替えます。

支払方法	支払期日

【Eストアーショップサブサービス料金規定】

金融機関口座、コンビニエンスストアまたは郵便局での振込 ※1	利用月の翌月末日まで
クレジットカード	各信販会社の請求に基づきます。
口座振替 口座振替の場合、月額利用料が500円割引となります。 ※2	利用月の翌月27日 当該振替日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の翌営業日

※1 ライトコース及びビギナープランの月額利用料の支払方法は、クレジットカードおよび口座振替のみとなり、金融機関口座等での振込はできません。

※2 ライトコース及びビギナープランは、口座振替割引の適用はありません。

第9条(支払方法の変更)

1) 契約者は、所定の手続きにより支払方法を変更することができるものとします。

2) 振込または口座振替による支払いからクレジットカードによる支払いに変更した場合、未払いの利用料金についても、提供者はクレジットカードでの請求を行うものとします。

第10条(本規定の一時的な変更)

本規定に定める内容は、提供者が実施するキャンペーン等により一定期間変更される場合があるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

【決済代行サービス細則】

決済代行サービス細則（以下「本細則」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が、契約者に代行って売上代金を回収するサービス（以下「決済代行サービス」という）における、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約（以下「本規約」という）に従うものとします。

第1条(決済代行サービスの申込)

- 1) 契約者は、決済代行サービスを申し込むにあたり、事前にホームページを所有し、原則、ホームページが運用されていることが確認できるページを用意しなければならないものとします。また、法人の場合、同一法人の印鑑証明書(3ヶ月以内)を、個人の場合、同一人の印鑑証明書(3ヶ月以内)または運転免許証の写しを提出するものとします。
- 2) 決済代行サービスを通じて販売する取扱商品は、契約者がEストアーショップサブサービス（以下「本サービス」という）において提供者に届け出たものと相違ないものとします。
- 3) 契約者は、本サービスの申込情報が、審査目的のため、提供者と提携する信販会社または収納会社に提出されることがあることについて了承するものとします。なお、申込情報に、変更または取り消しがあった場合は、速やかに提供者が指定する方法で、提供者に通知するものとします。
- 4) 契約者は、決済代行サービスを利用して役員サービスに関わる対価を回収できないものとします。

第2条(審査)

- 1) 契約者は、審査方法を提供者に一任するものとし、審査により決済代行サービスが利用できない場合、または利用中に決済代行サービスが利用できなくなった場合でも不服を申し立てないものとします。また、提供者は、審査方法および理由について契約者または第三者に開示しないものとします。
- 2) 審査において、契約者が申込時に提出した書類以外に、契約者または販売商品に関する追加情報、資料または書類などが必要となった場合、契約者は、提供者に当該情報、資料または書類を提供者に提供して、協力するものとし、一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。

第3条(回収代行した代金)

- 1) 提供者は、決済代行サービスで回収代行した代金（以下「回収代金」という）を、契約者が指定する金融機関口座に振り込み支払うものとします。
- 2) 回収代金の支払いについては、別途、Eストアーショップサブサービス料金規定（以下「料金規定」という）に定めます。

第4条(振込先金融機関)

契約者に対する回収代金の振込先金融機関には、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、長期信用銀行、商工中金、労働金庫、楽天銀行の何れかを指定するものとします。

第5条(調査および免責)

- 1) 契約者の販売する商品の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情または商品購入の取消、解約等に関するトラブルにより、購入者が提供者に対する決済代行にかかる購入代金の支払いを拒否した場合、提供者は、購入者および契約者に対する調査をすることができるとします。
- 2) 提供者は、契約者から提供者への決済代行サービスを利用した代金の回収について、提供者が業務を遂行したにもかかわらず購入者が未払いとなった場合、回収義務の責任を免れるものとします。

第6条(支払いの拒絶および留保)

次の各号の一に該当する事由の場合、契約者の回収代金について、提供者、提供者が提携する信販会社または収納会社は、契約者に対する回収代金全額の支払いを留保することができるものとし、回収が信販会社による場合、提供者が提携する信販会社は債権譲渡を取り消します。

- (1) 購入者との注文契約が不成立となった場合。
- (2) 二重売上・架空売上・売上代金の水増し・売上代金の分割記載その他契約者の売上内容に不実があった場合。
- (3) 当該注文行為について購入者が覚えない注文、または購入者が金額相違等の疑義を申し出た場合。
- (4) 不正入手したクレジットカードによる注文行為があった場合。
- (5) 契約者が当該注文の取引記録および文書等の提出に応じなかった場合。
- (6) 回収代金の振込先金融機関口座に関する届出事項に不備または虚偽がある場合。
- (7) 本規約第10条に違反して売上請求した場合。
- (8) 利用料金等（本サービス以外に提供者が提供するサービスの利用料及びその他、契約者が提供者に負うすべての金銭債務を含む）の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
- (9) 本細則第5条第1項の購入者の支払い拒否の主張が正当な申し出である場合。
- (10) 提供者が提携する信販会社が定める債権譲渡の取消事由に該当すると認められる理由がある場合。
- (11) その他、本規約の定め違反して取引が行われたことが判明した場合。

第7条(クレジットカード決済代行サービス)

- 1) 契約者は、クレジットカード決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 提供者がクレジットカード決済代行サービスにて取り扱うクレジットカードの種類は、以下に定めるクレジットカードのみとします。
VISA、MASTER、NICOS、UFJ、DC、JCB、DINERS、AMEX
 - (2) 契約者は、クレジットカード決済代行サービスの目的に限り、クレジットカードのマークおよび名称をホームページ上で使用することができるものとします。ただし、クレジットカード決済代行サービス契約が終了した場合には、契約者は直ちにホームページから、本項第1号および第2号に関わる表示を削除しなければならないものとします。
 - (3) 契約者は、クレジットカード決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、提供者が提携する信販会社に登録されること、および当該信販会社に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、契約者に関する加盟入会審査および加盟店登録後の管理のため、当該信販会社によって利用されることに同意するものとします。
 - (4) 契約者は、提供者が提携する当該信販会社に登録されている契約者に関する情報を、提供者および当該信販会社が利用することに同意するものとします。
 - (5) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、100円以上300万円以下とします。なお、購入者は、使用クレジットカードの利用限度額を越えての取引はできません。
 - (6) 契約者は、注文受付日より2週間以内に商品の受け渡しを行うものとします。
 - (7) 契約者は、クレジットカード決済代行サービスを通じて注文されたものについて売上処理手続きを行う場合、購入者が指定する届け先に商品が届いたことおよび購入意思を確認のうえ、売上処理手続きを行うものとします。ただし、購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
 - (8) クレジットカードの支払方法は、1回払い、分割払いおよびリボルビング払いができるものとします。ただし、1回払いを除くその他の支払方法については、これを取り扱えない場合があることを、契約者は了承するものとします。
 - (9) 契約者が売上処理手続きを実行した売上の債権は、提供者が提携する信販会社に対する売上データの提出をもって、当該信販会社に譲渡されるものとします。
 - (10) 契約者は、注文受付日より起算して2ヵ月以上経過した売上については、提供者および提供者が提携する信販会社に当該売上代金を請求できないものとし、提供者および当該信販会社は、当該債権譲渡を拒否、取り消しまたは当該売上代金の支払いを保留できるものとします。
- (11) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等（本サービス以外に提供者が提供するサービスの利用料及びその他、契約者が提供者に負うすべての金銭債務を含む）の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該クレジットカード決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
- (12) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに提供者が契約者に当該回収代金を支払済みの場合、提供者は、当該回収代金を返還請求できるものとし、契約者は直ちに提供者に返還するものとします。なお、提供者は、当該クレジットカード決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
- (13) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに提供者が契約者に当該回収代金を支払済みの場合、提供者は、返還を求める当該回収代金と契約者に対する金銭債務を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該クレジットカード決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。

- 2) 契約者は、クレジットカード決済代行サービスの利用に際して、以下の各信販会社の加盟店規約を遵守するものとする。

三菱UFJニコス株式会社（取扱ブランド：VISA、MASTER、NICOS、UFJ、DC）

「通信販売加盟店規約」

<http://www.cr.mufg.jp/merchant/rule/nicos/mailorder.html>

株式会社ジェーシービー（取扱ブランド：JCB、AMEX）

「JCB通信販売加盟店規約」

<http://www.jcb.co.jp/kiyaku/> ※URLのページ最下部「JCB通信販売加盟店規約」

シティカードジャパン株式会社（取扱ブランド：DINERS）

「ダイナースクラブ代金回収加盟店規約」

<https://onlinemerchantservices.diners.co.jp/> ※URLのページ左メニュー内「加盟店規約」から「ダイナースクラブ代金回収加盟店規約」

第8条(コンビニ決済代行サービス)

契約者は、コンビニ決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。

- (1) 提供者がコンビニ決済代行サービスにて取り扱うコンビニエンスストアの種類は、以下に定めるコンビニエンスストアのみとします。
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セイコーマート、セーブオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ミニストップ、コストコ
- (2) 契約者は、コンビニ決済代行サービス契約の目的に限り、コンビニエンスストアのマークおよび名称をホームページ上で使用することができるものとします。ただし、コンビニ決済代行サービス契約が終了した場合には、契約者は直ちにホームページから、本条第1号および第2号に関わる表示を削除しなければならないものとします。

決済代行サービス細則

実施日 2006年 1月 5日
改訂日 2012年 2月 15日

【決済代行サービス細則】

- (3) 契約者は、コンビニ決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、契約者に関する審査および管理のため、提供者または提供者が提携する収納会社が利用することがあることについて同意するものとします。
- (4) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、315円以上30万円以下とします。
- (5) 購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
- (6) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該コンビニ決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
- (7) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに購入者がコンビニエンスストアに商品代金（コンビニ決済代行依頼をした金額）を支払済みの場合、契約者は直ちに購入者に当該商品代金を返還するものとします。なお、提供者は、当該コンビニ決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。

第9条(電子決済代行サービス)

- 1) 契約者は、楽天銀行決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 契約者は、楽天銀行決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、契約者に関する審査および管理のため、提供者または提供者が提携する金融機関が利用することがあることについて同意するものとします。
 - (2) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、32円以上300万円以下とします。
 - (3) 購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
 - (4) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該楽天銀行決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (5) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに購入者が注文処理を完了している場合、契約者は直ちに当該商品代金を購入者に返還するものとします。なお、提供者は、当該楽天銀行決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
- 2) 契約者は、モバイルエディ決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 契約者は、モバイルエディ決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、契約者に関する審査および管理のため、提供者または提供者が提携するビットワレット株式会社があること、およびビットワレット株式会社が運営するホームページのモバイルエディ決済利用可能店舗へ公開されることについて同意するものとします。
 - (2) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、350円以上5万円以下とします。
 - (3) 購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
 - (4) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該モバイルエディ決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (5) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに購入者が注文処理を完了している場合、契約者は直ちに当該商品代金を購入者に返還するものとします。なお、提供者は、当該モバイルエディ決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
- 3) 契約者は、ウェブマネー決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 契約者は、ウェブマネー決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、契約者に関する審査および管理のため、提供者または提供者が提携する収納会社が利用することがあることについて同意するものとします。
 - (2) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、20万円以下とします。なお、購入者は、ウェブマネーの1度に使える枚数を超過する取引はできないものとします。
 - (3) 購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
 - (4) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該ウェブマネー決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (5) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに購入者が注文処理を完了している場合、契約者は直ちに当該商品代金を購入者に返還するものとします。なお、提供者は、当該ウェブマネー決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (6) ウェブマネー決済代行サービスは、2011年7月20日をもって、新規利用申し込み受付を停止するものとします。

第10条(Yahoo!ウォレット決済代行サービス)

- 契約者は、Yahoo!ウォレット決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) Yahoo!ウォレット決済代行サービスは、契約者とヤフー株式会社とが直接契約を締結することにより提供され、契約条件についてはヤフー株式会社が別途定める契約条件に基づき提供されることに同意するものとします。
 - (2) 契約者は、ヤフー株式会社との直接契約によりYahoo!ウォレット決済代行サービスの提供を受けるにあたり、提供者がヤフー株式会社から収納代行業務を委託されることに同意するものとします。
 - (3) 契約者は、Yahoo!ウォレット決済代行サービス契約の目的に限り、Yahoo!ウォレットのマークおよび名称をホームページ上で使用することができるものとします。ただし、Yahoo!ウォレット決済代行サービス契約が終了した場合には、契約者は直ちにホームページから、本条第3号に關する表示を削除しなければならぬものとします。
 - (4) 契約者は、Yahoo!ウォレット決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、提供者が提携する収納会社に登録されること、および当該収納会社に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、契約者に関する審査および登録後の管理のため、当該収納会社によって利用されることに同意するものとします。
 - (5) 契約者は、提供者が契約者に関する情報、並びにYahoo!ウォレット決済取引に関する情報をヤフー株式会社から提供を受けることがあることに同意するものとします。
 - (6) 契約者は、本サービスを通じてYahoo!ウォレット決済代行サービスを利用するにあたり、ヤフー株式会社が提供するYahoo!ウォレット決済のサービスの一部が利用できないことがあることに同意し、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、本規約第30条または第31条に基づき、本サービスを解約した場合は、ヤフー株式会社が提供するYahoo!ウォレット決済サービスも同時に解約となり、利用継続できなくなることに同意します。
 - (7) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、11円以上9,999,999円以下とします。
 - (8) 契約者は、Yahoo!ウォレット決済代行サービスを通じて注文されたものについて売上処理手続きを行う場合、購入者が指定する届け先に商品が届いたことおよび購入意思確認のうえ売上処理手続きを行うものとします。ただし、購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、当該手続きを拒絶できるものとします。
 - (9) 契約者が売上処理手続きを完了した際の売上債権は、提供者からヤフー株式会社に対する売上データの提出をもって、当該提携会社に譲渡されるものとします。
 - (10) 契約者は、注文受付日より起算して365日を経過した売上については、提供者および提供者が提携するヤフー株式会社に当該売上代金を請求できないものとし、提供者および当該提携会社は、当該債権譲渡を拒否、取り消しまたは当該売上代金の支払いを留保できるものとします。
 - (11) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該Yahoo!ウォレット決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (12) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに提供者が契約者に当該回収代金を支払済みの場合、提供者は、当該回収代金を返還請求できるものとし、契約者は直ちに提供者に返還するものとします。なお、提供者は、当該Yahoo!ウォレット決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (13) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに提供者が契約者に当該回収代金を支払済みの場合、提供者は、返還を求めた当該回収代金と契約者に対する金銭債務を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該Yahoo!ウォレット決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。

第11条(コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービス)

- 契約者は、コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービスの利用に際して、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 提供者がコンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービスにて取り扱う収納機関は、コンビニエンスストアのローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、デイリーストア、スリーエフの他、http://www.well-net.jp/multi/financial_list/に記載の金融機関とします。
 - (2) 契約者は、コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービス契約の目的に限り、各収納機関のマークおよび名称をホームページ上で使用することができるものとします。ただし、コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービス契約が終了した場合には、契約者は直ちにホームページから、本条第1号および第2号に關する表示を削除しなければならないものとします。
 - (3) 契約者は、コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービス契約に基づき生じた契約者に関する客観的事実を、契約者に関する審査および管理のため、提供者または提供者が提携する収納会社が利用することがあることについて同意するものとします。
 - (4) 購入者を取り引きする際に利用できる1件あたりの取引金額は、315円以上999,999円以下とします。
 - (5) 購入者の購入意思確認ができないときは、提供者は、コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行サービスを利用しての売上処理手続きを拒絶できるものとします。
 - (6) 本細則第6条の場合において、提供者は、支払を留保している回収代金と、契約者に対する利用料金等の債権を相殺することができるものとし、これに対し、契約者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。また、提供者は、当該コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。
 - (7) 本細則第6条各号の事由に該当する場合において、すでに購入者が収納機関に商品代金（コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行依頼をした金額）を支払済みの場合、契約者は直ちに購入者に当該商品代金を返還するものとします。なお、提供者は、当該コンビニ(番号端末式)・銀行ATM・ネットバンキング決済代行手数料を契約者に返還しないものとします。

決済代行サービス細則

実施日 2006年 1月 5日
改訂日 2012年 2月 15日

【Eストアーフレンドリンクサービス細則】

Eストアーフレンドリンクサービス細則（以下「本細則」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が提供するEストアーフレンドリンクサービスにおける、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約に従うものとします。

第1条(用語の定義)

- 1) Eストアーフレンドリンクサービスとは、契約者の販売する商品をアフィリエイトがホームページまたは電子メールを通じて第三者に紹介販売（以下「紹介販売」という）した販売実績に応じて、売上の一部をアフィリエイトに対し紹介手数料として支払うサービスをいいます。
- 2) アフィリエイトとは、自身のホームページまたは電子メールを通じて第三者に紹介販売する者をいいます。
- 3) アフィリエイト報酬とは、アフィリエイトがEストアーフレンドリンクサービスを通じて紹介販売をした結果として、契約者と購入者の間で商品の売買契約が成立した場合、その対価として、契約者があらかじめ商品ごとに定めた割合で、契約者から提供者を通じてアフィリエイトに支払われる紹介手数料をいいます。
- 4) Eストアーフレンドリンクサービスにおける「アフィリエイト参加プログラム」とは、アフィリエイトの募集および退会等の管理プログラムをいいます。
- 5) Eストアーフレンドリンクサービスにおける「注文の確定」とは、購入者からの注文に対して、契約者が当該注文を受領することをいいます。

第2条(アフィリエイト報酬の支払方法)

支払方法等については、別途、Eストアーショップサブサービス料金規定に定めます。

第3条(報酬率)

契約者は、報酬率を1～100%の範囲内で設定することができるものとします。

第4条(アフィリエイト参加プログラム)

- 1) 契約者は、自身の責任においてアフィリエイトを募集するものとし、提供者がアフィリエイトを募集するものではありません。
- 2) 契約者は、提供者の別途定める手続きによりアフィリエイトを利用停止することができ、また、利用停止としたアフィリエイトを再開させることができるものとします。
- 3) 契約者は、アフィリエイトが契約者への事前通知なしにアフィリエイト参加プログラムから退会することがあることに了承するものとします。
- 4) 契約者は、提供者が契約者への事前通知なしにアフィリエイトをアフィリエイト参加プログラムから退会させることがあることに了承するものとします。
- 5) 契約者は、提供者からアフィリエイトへの連絡が契約者を通じて行われることに了承するものとします。
- 6) 前各項に伴って発生したトラブルについては、契約者とアフィリエイトとの間で解決するものとし、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第5条(注文の確定および取消)

- 1) 契約者は、注文が入った日から35日以内に、提供者の別途定める手続きにより、個々の注文の確定または取消をするものとします。ただし、契約者が注文の確定または取消を行わないまま、注文が入った日から35日を経過した場合には、提供者のシステムにより自動的に注文が確定されるものとし、これを契約者は了承するものとします。
- 2) 前項にかかわらず、期間満了、解約等によるEストアーショップサブサービス終了時に未確定の注文がある場合、当該注文は、提供者のシステムにより自動的に確定されるものとします。
- 3) 契約者は、注文の確定により、アフィリエイトへのアフィリエイト報酬の支払義務を負い、注文の確定は、いかなる理由があっても取消・撤回をすることができないものとします。
- 4) アフィリエイトが退会等になった場合においても、前各項は適用されるものとし、契約者は提供者にアフィリエイト報酬を支払うものとします。

第6条(注文の管理)

- 1) 契約者は、常に注文に関するデータを管理する義務を負い、アフィリエイトの不正な行為を発見した場合、直ちに提供者に報告するものとします。
- 2) 契約者が注文に関するデータの管理・不正な行為の報告を怠ったことに起因する損害の一切は契約者の負担とし、アフィリエイトとのトラブルに関しては、契約者とアフィリエイトとの間で解決するものとし、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 3) 契約者は、注文の確定または取消を行った根拠となる事実に関する記録を保管し、提供者より請求を受けた場合は、提供者に対し当該記録その他提供者の要求する書面を示して、説明または報告するものとします。
- 4) 提供者は、契約者の注文の確定もしくは取消の状況、または前項の説明もしくは報告に疑いがあると判断した場合、契約者、アフィリエイトおよび購入者に対する調査をすることができるものとします。
- 5) 契約者による注文の確定または取消に関して、虚偽の処理が判明した場合、前項の調査のために提供者が必要とした交通費、人件費等の費用および提供者が訴訟等裁判手続きを行った場合には、訴訟費用、弁護士費用、その他提供者の支出した一切の費用につき、契約者は提供者に支払うべき責めを負うものとします。

第7条(メール送信)

契約者は、アフィリエイトまたは第三者に対し、お知らせメールの送信について、商品の紹介以外の目的に使用してはならないものとします。また、不特定多数に対して、無断で広告・宣伝・宣伝勧誘等の電子メール（スパムメール）を送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為を行ってはならないものとします。

第8条(公開情報)

契約者は、以下の契約者の情報について、アフィリエイトへ公開されることに同意するものとします。

<公開される情報>

氏名/住所/電話番号/ホームページURL/メールアドレス/

第9条(苦情処理等)

- 1) 契約者の販売する商品の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情または商品購入の取消、解約等に関するトラブルは、購入者と契約者またはアフィリエイトの間で解決するものとします。
- 2) 前項にもかかわらず、提供者が購入者と契約者またはアフィリエイト間の紛争に巻き込まれ、紛争解決の費用を支出したときは、契約者は、訴訟費用、弁護士費用、購入者に対して支払った解決金その他提供者の支出した一切の費用につき、提供者に支払うべき責めを負うものとします。
- 3) 本条第1項にもかかわらず、提供者が購入者と契約者間の紛争に巻き込まれた場合、提供者は契約者に必要な協力を求めることができます。
- 4) 購入者が本条第1項に定める事由により、提供者に対する決済代行にかかる購入代金の支払いを拒否した場合、提供者は、契約者、アフィリエイトおよび購入者に対する調査をすることができるものとします。

第10条(アフィリエイトに対する規約の効力)

契約者がアフィリエイトに対して定める注意事項と提供者がアフィリエイトに対して定める規約の内容に相違がある場合には、提供者がアフィリエイトに対して定める規約が優先されるものとします。

【Eストアーショッピングフィードサービス細則】

Eストアーショッピングフィードサービス細則（以下「本細則」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が提供するEストアーショッピングフィードサービスにおける、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約に従うものとします。

第1条(用語の定義)

- 1) Eストアーショッピングフィードサービスとは、契約者が提供者の管理するデータベース（以下「データベース」という）に商品または情報を登録することにより、当該商品が集客媒体による紹介を通じて第三者に販売された場合、または当該情報が掲載された集客媒体による紹介を通じて契約者の商品が第三者に販売された場合、その販売実績に応じて、売上の一部を提供者に対し手数料として支払うサービスをいいます。
- 2) 集客媒体とは、提供者が提供するウェブサイト、提供者と提携する第三者が運営する集客サイトおよびアフィリエイト等をいいます。

第2条(手数料の支払方法)

支払方法等については、別途、Eストアーショップサブサービス料金規定に定めます。

第3条(登録商品)

契約者がデータベースに登録できる商品は物品のみとし、ダウンロード販売による商品および役務サービス等の商品は登録できないものとします。

第4条(集客媒体)

- 1) 契約者は、データベースに登録した商品および情報について、掲載する集客媒体を選択できないものとし、また、提供者が提携する全ての集客媒体への掲載が保証されるものではなく、提供者または集客媒体を運営する第三者の審査および判断に基づき集客媒体への掲載の可否が決定されることを了承するものとします。
- 2) 契約者は、データベースに登録した商品および情報が集客媒体に掲載された後においても、提供者または集客媒体を運営する第三者の審査および判断に基づき、契約者への事前通知無しに掲載停止またはデータの削除が行われることがあることを了承するものとし、当該掲載停止またはデータの削除等に関して、提供者および集客媒体を運営する第三者に対して、一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。
- 3) 提供者は、契約者がデータベースに登録した商品および情報が、集客媒体が定める基準・規約等に違反する場合、または違反するおそれがあると判断した場合、契約者への事前の通知無しにデータベースへの登録情報の削除を行うことができるものとし、契約者はこれに対し一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。

第5条(公開情報)

契約者は、データベースの登録に伴い、店舗情報として以下の契約者の情報が集客媒体へ公開されることに同意するものとします。

<公開される情報>

販売業者名（個人契約者の場合は氏名）／販売責任者名／住所／電話番号／FAX番号／ホームページURL／メールアドレス／

【Eストアーページ制作代行細則】

Eストアーページ制作代行（制作代行サービス）細則（以下「本細則」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が提供するEストアーショップサブサービス（以下「本サービス」という）において、提供者が提供するEストアーページ制作代行における、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約（以下「本規約」という）に従うものとします。

第1条（用語の定義）

- 1) Eストアーページ制作代行とは、本サービスに付随するEストアーページ制作代行（制作代行サービス）及びそれに付随する追加オプション（以下「Eストアーページ制作代行」という）の申込をした契約者がウェブショップを運営するための専用ホームページを、提供者が代行して制作することをいいます。Eストアーページ制作代行は、専用ホームページの納品をもって終了となります。
- 2) ヒアリングシートとは、提供者が契約者に対しEストアーページ制作代行に必要な事項を確認するため提示する質問書をいいます。
- 3) 素材とは、提供者の指示に基づき、契約者が準備し、提供者に無償で提供する制作代行に必要な情報、資料および商品等をいいます。
- 4) テーマとは、本サービスの管理画面におけるデザイン設定において、提供者が提供するデザインテンプレートをいいます。

第2条（本細則の適用）

本細則は、Eストアーページ制作代行の申し込みを行った契約者に適用するものとします。

第3条（利用料の支払方法）

Eストアーページ制作代行の利用料金および支払方法等については、別途Eストアーページ制作代行申込時に提供者から提示するものとします。

第4条（納品までの注意事項）

- 1) 提供者は、本細則第3条に定める利用料金の入金確認後、必要に応じてヒアリングシート等を契約者に送付するものとします。
- 2) 契約者は、契約者自身の責任をもって素材を準備するものとし、提供者に対し、参考ページを指定した模倣の依頼やURL等から画像等の取得の依頼は行わないものとします。契約者は、提供者に対し、準備した素材について、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害するおそれのないことを保証し、仮に侵害の責を問われた場合は、自己の責任・費用をもってこれを処理し、提供者に一切の負担及び損害をかけないものとします。
- 3) 契約者は、提供者による商品の撮影のために、提供者に対し、商品を無償で提供するものとします。当該商品は、撮影終了後、提供者が別途定める場合を除いて、契約者に返還するものとし、当該商品の提供および返還にかかる費用は、契約者が負担するものとします。また、提供者は、当該商品における当初からの瑕疵、配送または撮影に伴う破損等について、一切の責任を負わないものとします。なお、次の各号については、撮影できません。
 - (1) 生き物（ペット、生餌等）。
 - (2) 組み立てを必要とするもの。
 - (3) 郵便または宅配便で発送できないもの。
 - (4) 郵便または宅配便における保険適用がないもの。
 - (5) 撮影に際し、危険を伴うもの。
 - (6) 撮影が著しく困難なもの。
 - (7) 本規約第10条により取扱・販売等が禁止されるもの。
 - (8) その他、提供者が不適切と判断するもの。
- 4) 提供者は、契約者が提供者に対し、提供者が契約者に指定した資料等の提供を完了した後、双方で合意した日時をもって、ホームページ制作に着手します。
- 5) 契約者は、提供者の制作着手後、対象となる商品および内容等の変更はできないものとします。
- 6) 提供者は、契約者から提供を受けたヒアリングシート、素材及びその他の情報等に基づき、本サービスの仕様にあわせて契約者専用のホームページを制作します。契約者は、デザイン、ライティング、写真撮影等の内容および方法について、提供者に対し詳細な指定や、コンテンツの追加の依頼は出来ないことを承諾するものとします。
- 7) 契約者は、制作スケジュール、作業順序および納期について、提供者の指定に従うものとします。
- 8) 契約者は、制作代行において、提供者からの連絡に対し窓口となる担当者を1名に限定し、提供者に通知するものとします。当該担当者は、個人契約者の場合は契約者自身、法人契約者の場合は、当該法人に所属する者となります。
- 9) 提供者は、契約者の承諾を得ることなく、制作代行業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第5条（納品）

- 1) 提供者は、契約者の専用ホームページ（以下「制作物」）が完成した時点で契約者に通知し、契約者は提供者の指示に従い、1週間以内に制作物を確認するものとします。
- 2) 前項に定める制作物完成の通知は契約者から提供者に予め届け出られたメールアドレスにメールを送信する方法で行うものとし、当該メールを契約者が開封したか否かにかかわらず、提供者が当該メールを送信したことを以て当該通知は完了したものとします。
- 3) 契約者は、修正が必要な場合、提供者に対し指定された期間内に修正を依頼するものとします。なお、提供者は、修正依頼につき、文言の修正等、軽微なものに限り、1回のみ対応するものとし、デザインの大幅な修正や再修正は行わないものとします。また、契約者は、修正の必要がない場合は、制作物について承諾した旨を提供者に対し通知するものとします。
- 4) 提供者は、以下各号の一に該当する場合、契約者に対し制作物を納品したものとします。
 - (1) 前項に基づき修正が完了し、別途提供者が指定した期間内に契約者から提供者に対し、当該修正物の瑕疵等について、何らの通知もなかったとき。
 - (2) 契約者から納品の承諾があったとき。
 - (3) 本条第1項及び第2項に定める制作物完成の通知後、契約者から提供者に対し、当該完成制作物の瑕疵等について、何らの通知もなく1週間が経過したとき。
- 5) 提供者は、納品後の制作物（以下「納品物」という）について無償の修正を行わないものとします。

第6条（納品物に対する契約者の権利と責任）

- 1) 契約者は、納品物に関する利用権を有するものとします。
- 2) 契約者は、納品物の変更について、契約者自身の責任をもって行うものとします。特に、次の各号について注意するものとします。
 - (1) 提供者は、制作時に作った画像やHTMLソース等一切の情報およびデータについて、保存および管理は行いません。
 - (2) 契約者が納品物について改変を行ったことに起因し、当該納品物に不具合が生じた場合、提供者はその責を負わないものとします。
- 3) 制作代行の過程で作成したPSDデータ等の制作素材について、契約者は権利を有さず、提供者は契約者に対し提供しなものとします。
- 4) 提供者は、契約者の指示に基づき、納品物を完成させるものであり、商品の説明や宣伝内容について、一切の責任を負わないものとします。契約者は、契約者自身の責任をもって、不当表現、誇大表示及び法令違反等がないか確認するものとします。

第7条（知的財産権の権利帰属）

Eストアーページ制作代行に関連して、提供者から提供されるヒアリングシートおよびマニュアル等に関する著作権その他一切の知的財産権は、提供者に帰属するものとします。契約者は、提供者が別途定める場合を除き、複製、転載、編集等できないものとします。

第8条（提供者による解約）

- 1) 提供者は契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、提供者は、契約者に催告なくEストアーページ制作代行を解約できるものとします。なお、当該解約に関する通知は、契約者が提供者に届け出た契約者自身の連絡先または担当者の連絡先への通知をもって契約者に到達したものとみなします。
 - (1) 契約者にかかるEストアーページ制作代行の申込内容が事実と反する場合。
 - (2) 契約者が、本規約第10条により禁止される行為の内容が含まれるホームページの制作を依頼した場合。
 - (3) 本規約第30条または第31条により本サービスを解約した場合。
 - (4) 本規約、本細則の条項、提供者からの指導のいずれかに違反した場合。
 - (5) Eストアーページ制作代行の運営を妨害した場合。
 - (6) 契約者が反社会的な団体である場合又は契約者が反社会的な団体の構成員である場合。
 - (7) 提供者からの連絡に対し、契約者に起因する事由により、Eストアーページ制作代行の申込後45日以内に、提供者が制作に着手できない場合。
 - (8) 提供者に届け出た連絡先に対し、提供者からの電話、ファクシミリ、電子メール等による連絡が取れない場合、または郵送等による発送物が契約者に到達しない場合。
- 2) 本条第1項によるEストアーページ制作代行の解約は、提供者の契約者への損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 3) 本条第1項によりEストアーページ制作代行が解約となった場合、提供者は、契約者から支払われたEストアーページ制作代行に関する一切の料金を返還しないものとします。
- 4) 本条第1項によるEストアーページ制作代行の解約に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第9条（Eストアーページ制作代行の変更または廃止）

- 1) 提供者は、以下のことを行うことができます。
 - (1) 契約者へ事前に通知することなく、Eストアーページ制作代行の内容・名称を変更すること。
 - (2) Eストアーページ制作代行の提供を受けている契約者に対し、1ヵ月前までに通知することにより、提供者がEストアーページ制作代行を廃止すること。
- 2) 前項に基づく変更または廃止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第10条（本細則の変更）

- 1) 提供者は、契約者に事前の承諾を得ることなく、いつでも本細則を変更することができるものとします。
- 2) 変更後の本細則については、提供者が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示された時点より効力を発するものとします。

【Eストアーページ制作代行細則】

第11条(秘密保持)

- 1) 契約者および提供者は、Eストアーページ制作代行を利用または提供するうえで知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報(名称、住所等)等の一切の情報(以下「秘密情報」という)を秘密に保持し、Eストアーページ制作代行の終了後においても、相手方の書面による事前の承諾なくして、他の契約者または第三者に開示・漏洩、もしくは、Eストアーページ制作代行を利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報にあたりません。
 - (1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。
 - (2) 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。
 - (3) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - (4) 相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。
 - (5) 相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。
- 3) 契約者および提供者は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。
- 4) 提供者は、第4条第9項に基づき制作代行業務の全部または一部を委託した業者に対し、秘密情報を開示することができるものとします。

第12条(個人情報の保護)

契約者および提供者は、個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。

第13条(準拠法)

本細則に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第14条(合意管轄裁判所)

Eストアーページ制作代行の利用に関して契約者と提供者の間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第15条(紛争の解決のための努力)

Eストアーページ制作代行の利用に関して契約者と提供者の間に係争が生じた時は、相互に協力の上、誠実に解決のための努力をするものとします。

【Eストアーニューススタンドサービス細則】

Eストアーニューススタンドサービス細則（以下「本細則」という）は、株式会社Eストアー（以下「提供者」という）が提供するEストアーニューススタンドサービスにおける、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、Eストアーショップサブサービス規約に従うものとします。

第1条（用語の定義）

- 1) Eストアーニューススタンドサービスとは、契約者が提供者の管理するシステム（以下「システム」という）に情報を登録することにより、当該情報を提供者が定める媒体（以下「媒体」という）に提供者が定める形態で掲載するサービスをいいます。
- 2) 利用者とは、前項に定める媒体から情報を取得する第三者をいいます。

第2条（情報の登録制限）

契約者は、以下の各号に該当する内容の情報をシステムに登録してはならないものとします。

- (1) 提供者及び他者の法的権利、財産、プライバシーを侵害するもの。
- (2) 提供者及び他者の名誉、信用、信仰を汚すもの。
- (3) 提供者及び他者に不利益、危害、損害、不快感を与えるもの。
- (4) 提供者及び他者への中傷、誹謗、差別、嫌がらせ、脅しなど。
- (5) 提供者の運営を妨害するもの。
- (6) 提供者が定める利用規約、各サービスの注意事項、同意事項、説明文等に反するもの。
- (7) 投稿した文書の転送、転載などをお願い、強制するもの。
- (8) 法令に違反するもの。
- (9) 公序良俗に反するもの。
- (10) その他本条各号の内容に準ずる、もしくは本条各号の内容を助長するもの。

第3条（提供者の権利と免責）

- 1) 提供者は、契約者が登録した情報に対して、審査を随時行えるものとしますが、当該情報の信頼性、正確性、完全性、最新性、有用性、合法性等（以下「信頼性等」といいます）の判断を行うものではなく、当該情報の文責は契約者にあるものとします。
- 2) 提供者は、契約者がシステムに登録した情報を、事前または事後の通知、承諾、理由の説明を行わず、削除、編集、もしくは掲載の中止を行う権利を有するものとします。尚、提供者は契約者に対し、これらの決定に関する個別の説明を行う義務を負わないものとします。

第4条（契約者の自己責任）

契約者は、システムに登録した情報に対して第三者から問い合わせ、質問、クレーム等が寄せられた場合、契約者の責任と費用をもって速やかにかつ誠意をもって対処するものとします。

第5条（媒体）

契約者は、システムに登録した情報について、掲載する媒体を選択できないものとし、また、提供者が提携する全ての媒体への掲載が保証されるものではなく、提供者または媒体を運営する第三者の審査および判断に基づき媒体への掲載の可否が決定されることを了承するものとします。

第6条（公開情報）

契約者は、システムの登録に伴い、店舗情報として以下の契約者の情報が媒体へ公開されることに同意するものとします。

<公開される情報>

販売業者名（個人契約者の場合は氏名）/販売責任者名/住所/電話番号/FAX番号/ホームページURL/メールアドレス/